

# ルールのポイント

- ①海水浴場の開設期間※は、開場時間中、喫煙場所以外では喫煙できません。  
(※開設期間は例年6月下旬から8月下旬です。)
- ②海の家などの建物には適用されません。  
(神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例が適用される場合があります。)
- ③海水浴場設置者は、海水浴場内に喫煙場所以外を設けることができます。



喫煙場所の例



## ルールの周知にご協力をお願いします!

例えば・・・

- ①海岸清掃活動の時に、参加される方々にルールを伝えてください。
- ②イベント等を開催する時に、ルールを周知してください。

ご協力いただける場合には、ルールを伝えるための普及啓発グッズをお送りさせていただきます。

詳しくは、下記担当へご連絡いただくか、ホームページをご覧ください。

**皆様からのご連絡をお待ちしております!!**

神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課  
環境衛生・海水浴場たばこ対策グループ  
TEL (045) 210-5811

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6464/>

携帯版 : <http://www.pref.kanagawa.jp/mbl/f100015/>

県内海水浴場の情報も  
掲載しています

